

(議会事務室の設置)

第 1 条 淀川左岸水防事務組合議会に、事務室を置く。

(事務室の所管事務)

第 2 条 事務室は、議会の庶務を所管する。

(事務室の職員)

第 3 条 事務室に、書記長及び書記を置く。

(職員の定数)

第 4 条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 書 記 長 1 人

(2) 書 記 2 人

(書記長及び書記の職務)

第 5 条 書記長は、議長の命をうけ室務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 書記は書記長を補佐し、書記長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委任規定)

第 6 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。